

岐阜県公報

第二千五百六十三号
平成二十六年七月十五日

(火曜日)

目次

告 示

医療扶助のための医療担当機関の指定の取消し

(地域福祉国保課) 四六七

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

(新産業振興課) 四六七

漁業の免許の内容たるべき事項等の変更

(農 政 課) 四六八

肥料の登録

(農産園芸課) 四六八

肥料の登録の有効期間の更新

(同) 四六八

土砂災害警戒区域の指定

(砂 防 課) 四六九

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 四六九

都市計画の変更

(都市政策課) 四七〇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四七〇

平成二十六年年度採石業務管理者試験の実施

(商 工 政 策 課) 四七二

普通肥料検査の結果

(農 産 園 芸 課) 四七三

土地改良区役員の新任及び就任

(可茂農林事務所) 四七三

落札者等に関する公示

(教育研修課) 四七四

正 誤

介護扶助のための居宅介護事業者等の指定取消し中訂正

(地域福祉国保課) 四七四

告 示

岐阜県告示第四百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第二項の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として指定した次の医療機関の指定を取り消したので、同法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指定取消年月日
水谷 齒科 医院 土岐市泉町大富二五四 二二 平成二六・六・二四

岐阜県告示第四百八十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
誠和工業株式会社	各務原市上戸町七丁目一番地の一	平成二六・六・八	平成二六・三・三

岐阜県告示第四百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項の規定により漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

公示番号	変更した事項	変更前	変更後
内区二六第六七号	存続期間	平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで	平成二十六年十一月一日から平成三十年十二月三十一日まで
	免許予定日	平成二十六年一月一日	平成二十六年十一月一日
	申請期間	平成二十五年十一月一日から平成二十五年十一月二十九日まで	平成二十六年八月十一日から平成二十六年九月十日まで

岐阜県告示第四百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第 八九九号	混合石灰肥料	粒状苦土カルニ	アルカリ分 六〇・〇 可溶性苦土 二〇・〇	公定規格のとお	上田石灰製造株式会社 大垣市赤坂町三七五番地
岐阜県第 九〇〇号	副産動物質肥料	肥料用ゼラチンネット	窒素全量 七・〇	公定規格のとお	中日本カプセル株式会社

おり
大垣市荒尾町二二九番地の二

岐阜県告示第四百八十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第 七七八号	生石灰	三〇苦土生石灰	アルカリ分 一〇〇・〇 可溶性苦土 三〇・〇	該当なし	上田石灰製造株式会社 大垣市赤坂町三七五番地
岐阜県第 八〇〇号	炭酸カルシウム肥料	粒状一六炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	公定規格のとお	シーシーエフジャパソン有限公司 愛知県岡崎市市場町字東町一三番地
岐阜県第 八〇一号	炭酸カルシウム肥料	一六炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	同	同
岐阜県第 四三七号	生石灰	九〇生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	マルアイ石灰工業株式会社 大垣市赤坂町三三五番地

洞	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	可児市兼山字古城山		次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岐阜県第 四三八号	消石灰	六五消石灰	アルカリ分 六五・〇	同	同
岐阜県第 六三一号	炭酸カルシウム肥料	五五・〇苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	公定規格のとおり	白石カルシウム株式会社 大阪府大阪市北区同心二丁目一〇番五号
岐阜県第 六二五号	消石灰	六五消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	赤坂共同石灰化工株式会社 大垣市赤坂町四五一七番地
岐阜県第 七六七号	水酸化苦土肥料	五五水酸化苦土肥料	く溶性苦土 五五・〇	公定規格のとおり	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番地の一
岐阜県第 六九九号	炭酸カルシウム肥料	一五炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規格のとおり	大鉦産業株式会社 大垣市赤坂東町二番地の一

岐阜県告示第四百八十四号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。
平成二十六年七月十五日
岐阜県知事 古 田 肇

古屋敷東洞	可児市久々利字塚田	次の図のとおり	土石流
二本木	可児市久々利字塚田	次の図のとおり	土石流
比衣大洞	可児市兼山字古城山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）
岐阜県告示第四百八十五号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。
平成二十六年七月十五日
岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
愚溪	可児郡御嵩町中	次の図のとおり	地滑り
謡坂	可児郡御嵩町謡坂	次の図のとおり	地滑り
雨乞山	可児郡御嵩町大久後	次の図のとおり	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）
岐阜県告示第四百八十六号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。
平成二十六年七月十五日
岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
洞	可児市兼山字古城山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比衣大洞	可児市兼山字古城山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
各務原都市計画道路
三・三・一 一般国道二十一号線
三・六・十一 犬山笠松線
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人歴史文化建造物等保存会・トラス

トラス

代表者の氏名 安藤 治

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良桜井町三丁目一六番地

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内及び周辺地域の住民に対して岐阜県及び周辺地域の歴史・文化的価値が高い建造物等の

保存と活用に関する事業を行い、地域の文化向上と活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジア・アパレルものづくりネットワーク

ネットワーク

三代表者の氏名 小島 正憲

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市粟野西五丁目六八四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、グローバル化の進展の中でますます厳しさを増している我が国アパレル業界が国際競争に勝ち残るため、会員相互の協力を得て、国内のアパレル生産企業などとの共存共栄を図りながら、アジアにおける日本のアパレル生産企業を支援し、業界全体の活性化と従事する人々の生活向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワークセンターいちい

三代表者の氏名 志水 利保

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市陶町水上六六九番地の一

五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人あるいは障害がなくとも何らかの援助を必要とする人に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営及び地域福祉支援に関する事業を行い、その福祉の向上と自立を図るとともに、地域の中で普通に暮らせる社会実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自立を支援する会そら

三代表者の氏名 河内 達樹

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市塩八四五番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、障害児、者に対して、健常者と同じように地域で暮らし働き、自分の将来に目標と希望を持って日常生活を当たり前に送ることができるように支援する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みのかもグリーンネット

三代表者の氏名 渡邊 須美樹

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市牧野二二八三番地三

五 定款に記載された目的 この法人は、市民及び周辺住民と共に自然環境・地球環境・生活環境の保全・保護に関する事業並びに環境教育、環境情報提供を積極的に推進することにより、美濃加茂市及び周辺地域の環境保全及び住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自立を支援する会そら

三代表者の氏名 河内 達樹

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市塩八四五番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、障害児、者に対して、健常者と同じように地域で暮らし働き、自分の将来に目標と希望を持って日常生活を当たり前に送ることができるように支援する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自立を支援する会そら

三代表者の氏名 河内 達樹

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市塩八四五番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、障害児、者に対して、健常者と同じように地域で暮らし働き、自分の将来に目標と希望を持って日常生活を当たり前に送ることができるように支援する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自立を支援する会そら

三代表者の氏名 河内 達樹

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市塩八四五番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、障害児、者に対して、健常者と同じように地域で暮らし働き、自分の将来に目標と希望を持って日常生活を当たり前に送ることができるように支援する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人やんだす
- 三 代表者の氏名 三島 一貴
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市白鳥町白鳥九六九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、すべての人に対して、急速に進む情報通信社会に適切して暮らせるために、効果的な情報通信サービスを提供・支援する事業を行い、情報通信に対するまちづくりや地域の活性化に寄与することを目的とする。

平成二十六年探石業務管理者試験の実施

探石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により探石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、探石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十六年十月十日（金）午前十時から午前十二時まで（二二〇分）

二 試験場所

岐阜市数田南二丁目一―番二―号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

四 受験手続

- 1 申込用紙の配布
受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「探石業務管理者試験受験願書請求」と朱書して、八十二円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十二円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

- (一) 写真 手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。
- (二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

平成二十六年九月一日（月）から同月十六日（火）までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「探石業務管理者試験受験願書在中」と朱書して、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。平成二十六年九月十六日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

平成二十六年十月下旬（予定）。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報及びホームページに掲載するとともに、県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十六年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一一 内線三二九六）及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政係（電話〇五八 二七二 八三五九（直通））に問い合わせてください。

普通肥料検査の結果

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定により行った普通肥料の検査結果の概要を、同条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十六年三月実施検査

肥料の種類	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要	
			分析検査	保証票の検査 その他 の検査
消石灰	マルアイ石灰工業株式会社	七二顆粒消石灰	項目 アルカリ	指摘事項 の検査
消石灰	河合石灰工業株式会社	七二顆粒消石灰	項目 アルカリ	指摘事項 の検査

備考

- 一 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。
- 二 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 三 空欄は、指摘事項等の該当がない場合である。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
川辺町木曾川右岸用水土地改良区	平成二六・六・二	理事	渡邊 隆 弘	加茂郡川辺町中川辺 九三番地

就任した役員

平成二六・六・二

士 改 良 区 名	年 就 月 日	役 名	氏 名	住 所
川 邊 町 木 曾 川 右 岸 用 水 土 地 改 良 区	平 成 二 六 年 七 月 十 五 日	理 事	渡 邊 芳 孝	加 茂 郡 川 辺 町 中 川 辺 八 九 九 番 地 一

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年七月十五日

岐阜県知事 古 田 謙

1 調達する特定役務の名称及び数量

学校間総合ネットワークセンターの再構築、機器貸借及び維持運用管理業務委託一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成26年5月9日

4 落札者を決定した日 平成26年6月24日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番地11号 名古屋インターネットイ12階

ネットリンクシステム株式会社 中部支店
支店長 遠山 英樹

6 落札金額 473,040,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育研修課
- (2) 所在地 岐阜市藪田南五丁目9番1号 岐阜県総合教育センター内

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年五月十六日第二千五百四十六号 介護扶助のための居宅介護事業者等の指定取消し（岐阜県告示第四百十六号）三三三画下段前から四行目を「第五十五条の三」

は、「第五十五条の二」の誤り。